



- 女性管理職比率の向上は、社会と組織にプラス効果
- 賃貸不動産・不動産小口化商品等の相続・贈与時の評価見直しについて
- 歯科医院における人材確保と投資判断
- 令和 8 年度税制改正大綱 消費税の改正ポイント

## 女性管理職比率の向上は、社会と組織にプラス効果

文部科学省によると、公私立大学の女性教員数が、1994 年の 1 万 3879 人から 2025 年 5 月時点で 5 万 3,441 人と 30 年で約 4 倍の過去最多になりました。女性教員が教員全体に占める割合も 1994 年の 10% から約 28% へと増加しました。学部在籍する女性の学生割合も 45.9% と過去最高です。弁護士の数も、全国で 4 万 5 千人のうち 20% を女性が占め、2000 年の 10% 弱から倍増しています。女性比率が 30% を超える弁護士事務所も出てきました。一般企業に勤める組織内の弁護士（インハウス）においては、女性比率が約 40% と非常に高い割合です。「長時間労働をせず、迅速な顧客対応が出来る弁護士事務所」や「一般社員と同じ育児支援制度等の福利厚生が利用出来る一般企業」などが女性弁護士の選択肢になっていると思われます。

このように増進している女性の社会進出ですが、世界標準と比べると非常に遅れています。各国の首脳や経済界のリーダーが集まって開催される世界経済フォーラム（通称 WEF）の調査によると、発行開始となった 2006 年以降、日本のジェンダーギャップ指数は先進国の中で、いつもダントツの最下位です。2024 年の報告では 146 各国中 118 位でした。ジェンダーギャップ指数の中で、日本は「初等教育(小学校)」「中等教育(中学校・高校)」「出生率」の分野では、「男女間に不平等は見られない」評価を受けている一方で、「労働所得」「賃金格差」「政治家・管理職」「国会議員」等の分野で、「男女間に差が大きい」とマイナス評価です。

諸外国に比べて「女性の活躍推進」が遅れている現状を考慮して 2016 年に施行されたのが「女性活躍推進法」です。当初は、常時雇用労働者が 301 人以上の事業者が取り組み義務の対象でしたが、2022 年施行では 101 人以上に拡大されました（100 人以下も努力義務があり注意が必要です）。さらに、「情報公表義務の範囲拡大」（2025 年 6 月施行）では、今まで「男女間賃金差異」「女性管理職比率」に関する情報公表義務は常時雇用労働者が 301 人以上の企業が対象でしたが、101 人以上の企業まで拡大されました。これは、「指導的地位にある女性の割合が社会での女性の活躍度を測る上で有力な指標である」とされたためです。東証プライム市場上場企業における女性役員の割合が 13.4% に対して、日本を除く G7 諸国の平均が 38.8%、OECD（経済協力開発機構）諸国の平均が 29.6% であり、その差は歴然としています。一方で、中小企業の女性管理職の割合は平均 11.5% です。特に、中小企業の中でもより小さい規模である小規模企業では 14.4% となっており、企業規模が大きくなるほど女性管理職比率は減少する傾向が見られます。業界によっても大きな違いがあり、女性従業員が多い小売業での管理職比率は 19.4%、サービス業で 15.3% となっています。

なぜ、「中小企業では女性管理職比率が比較的高くなっている」のでしょうか。組織規模が小さいため、経営者や管理職と一般社員との距離が近く、お互いのコミュニケーションが密になり、昇進が早まるかもしれません。家族的な組織風土を持つ中小企業が多いので、家庭と仕事の両立を応援する傾向もあるのでしょうか。柔軟な勤務スケジュールへの配慮や子育て支援制度の活用が促進されて女性社員も管理職を目指しやすいのかもしれませんが、中小企業では、経営者や管理職が現場に日常的に出向き、直接社員に接するため、一人一人のニーズに合わせた柔軟な働き方の設計が可能です。これらの要因が女性管理職の割合を高くしている要因になると考えます。

エーザイ株式会社元 CFO（最高財務責任者）の「柳良平」氏は、「女性管理職が 10% 増加すると 7 年後の PBR（株価純資産倍率）が 2.4% 向上する」という相関関係を立証しました。柳氏が、企業の非財務資本※1 の定量化のために開発した「柳モデル」は、農機メーカーの株式会社クボタをはじめ、約 100 社の企業に採用されています。大企業中心のデータですが、中小企業にも通じるものがあり参考になります。

先述の女性活躍推進法ですが、規制ばかりでなく「えるぼし認定」という認証制度もあります。この認定を取得している企業は、公共調達（入札）で最大 12 点の加点評価を受けられる場合があります。さらに、えるぼし認定は補助金の加点となる可能性があります。

中小組織のリーダーの考慮すべき経営課題として、組織の女性管理者比率の向上を検討する必要があると感じました。

成迫 升敏

※1 非財務資本とは、企業の財務諸表に現れない「人的資本」「知的資本」「社会関係資本」「自然資本」などの資本を指す。

## 賃貸不動産・不動産小口化商品等の相続・贈与時の評価見直しについて

令和 7 年 11 月に国税庁は政府税制調査会に対し、相続・贈与における財産評価を巡る諸問題として、「不動産などの評価額を圧縮する租税回避が広く利用されていること」および「スキームの多様化」が進んでいる点を指摘しました。公表された説明資料では、いくつかの具体例が紹介されています。

一つ目の事例では、90 代の被相続人が相続開始の 2～3 年前に金融機関からの借入により賃貸マンション 2 棟を取得しました。取引価額 13.8 億円であった不動産が、相続時の相続税評価額では 3.3 億円と評価され、約 10.5 億円の評価圧縮が生じたケースです。その結果、購入前には約 2.4 億円と見込まれていた相続税が、購入後には発生しない水準まで減少しました。また別の事例では、68 歳の祖父が不動産小口化商品を 3,000 万円で購入し、同年中にお孫様へ相続税評価額 480 万円で贈与したケースが示されています。現金 3,000 万円を贈与した場合には贈与税が約 1,195 万円となるのに対し、不動産小口化商品では約 49 万円にとどまり、贈与税が大幅に圧縮されています。今回の改正は、貸付用不動産や不動産小口化商品について、「取引価額」と「相続税評価額（通達評価額）」との間に大きな乖離が生じている点が問題視されたことを背景とするものです。

それでは、今回の税制改正のポイントについて、具体的な内容を確認していきます。

本改正（2027 年 1 月 1 日施行）は、下記のとおり評価方法の見直しが行われる予定です。

### 税制改正（2027年1月1日施行）における評価方法の見直し

	現行	改正案	
		相続開始・贈与前 5年以内に取得	相続開始・贈与前 5年より前に取得
1. 貸付用不動産	路線価等	通常の取引価額等	路線価等
2. 不動産小口化商品 (商品として小口化された貸付用不動産)	路線価等	通常の取引価額等	

#### 1. 貸付用不動産の評価方法

相続（贈与）開始前 5 年以内に取得したものについては、原則として通常の取引価額で評価することとされています。また、課税上弊害がない限り、取引価額を基に地価の変動などを考慮して計算した価額の 100 分の 80 に相当する金額で評価することができます。5 年より前に取得したものは従来通りの評価方法が適用になります。

#### 2. 不動産小口化商品の評価方法

取得時期にかかわらず、通常の取引価額で評価することとされています。ただし、課税上弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することが認められています。さらに、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記 1 の貸付不動産の評価方法に準じて評価することとされています。

今回の改正は、賃貸不動産よりも不動産小口化商品の方がより厳しい改正になっています。ただし、具体的な評価方法については、夏以降にパブリックコメントを通して詳細な改正案が公表になります。特に不動産小口化商品については、賃貸不動産と同様の評価が認められるかどうか、その判定基準がどのように定められるのかが大きなポイントとなります。さらに、賃貸不動産および不動産小口化商品のいずれについても、小規模宅地等の特例（50% 評価減）が取得時期にかかわらず適用できるかどうか、重要なポイントです。いずれにしても、10 月には正式な改正内容が確定する見込みです。それまでは慎重に動向を見極める必要があります。ご不安な点がございましたら、どうぞ担当者までお気軽にご相談ください。

生田 宏明

## 歯科医院における人材確保と投資判断

歯科衛生士の採用環境は、近年一段と厳しさを増しています。全国歯科衛生士教育協議会が公表している「求人倍率」によると、直近では20倍超となっており、新卒歯科衛生士1人に対して20件以上の求人が出ている状況です。弊社のお客様方からも「求人を出しても応募がない」という声を聞くことは少なくありませんが、これは個別医院の問題というより、市場環境そのものが大きく変化している結果といえます。そんな中、「人件費が増えるから採用は慎重に」と考え、衛生士の求人を見送ることは、歯科医院にとっての増収の機会を失っている可能性もあります。人材確保を単なるコストとして捉えるのではなく、投資として冷静に数字で整理した上で意思決定することが重要です。今回はその判断ポイントを簡単にまとめました。

### ◆ 歯科医院における人材確保のポイント

衛生士1名を採用した場合の費用（月給：28万円 賞与：年2回 計2か月分）

年間支出 計 約450万円	医療法人実効税率 27%	賃上げ促進税制 人件費総額392万円増加 (前年比 1.5% 以上増加)
月給：28万×12か月 賞与：28万×2か月 協会けんぽ 厚生年金 労働保険料 など	年収 約392万円  税負担軽減 約121万円	392万円の15% 約59万円 直接控除
法人負担等 約58万円	実質負担額 約329万円 (月額約27万円)	実質負担額 約270万円 (月額約22万円)

例えば、月給28万円、賞与年2回（計2か月分）の歯科衛生士を1名採用した場合、28万円×14か月で年収は約392万円となります。ここに「協会けんぽ」「厚生年金」「労働保険料」といった法人負担等を加えると、医院からの年間支出は約450万円（全額経費）となります。医療法人で実効税率を27%と仮定すると、約121万円分の税負担が軽減され、実質的な年間負担額は約329万円となります。さらに、中小企業向けの賃上げ促進税制を活用できる場合、今回の採用により人件費総額が前年比1.5%以上増加し、その増加額を392万円と仮定すると、その15%にあたる約59万円が法人税額から直接控除されます。この税額控除を反映すると、実質負担額は約270万円、月額換算では約22万円程度となります。表面上は大きな支出に見えても、税効果を踏まえると実際の負担感は変わってきます。

### ◆ チェア増設を含めた投資額

診療枠拡大のため、チェアを銀行借入れで資金調達を行い1台購入（300万円、7年返済、金利2%）すると仮定すると、年間返済額は約46万円となります。衛生士1名の実質負担約270万円と合わせると、年間約316万円が回収目標となります。

### ◆ 必要患者数の試算

患者単価8,000円とし、材料の購入や技工所への委託料を差し引いた粗利益の割合を82%と仮定すると、患者1人あたりの粗利益は6,560円です。316万円を回収するためには、年間約480人、月間約40人、月の稼働日を20日とすると1日あたり約2人の増患が一つの目安となります。歯科衛生士とチェアを増やすことで予約枠は確実に拡大します。その枠を1日2名程度埋められる見込みがあるのであれば、十分に検討に値する投資水準といえるでしょう。なお、現在はベースアップ評価料という制度もあり、一定の要件を満たすことで診療報酬面から人件費上昇を支える仕組みも整えられています。

売上が増え利益も増加すれば、その分税負担も増えます。増えた利益がそのまま全額手元に残るわけではありません。一方で人材の採用を行い、賃上げ促進税制、ベースアップ評価料といった制度を活用することで、負担を一定程度和らげることも可能です。重要なのは「いくら払うか」ではなく「税や制度を踏まえた実質負担はいくらか」そして「その回収は可能か」という視点です。人材確保は、「固定費増加である」と同時に「将来の売上を生み出す基盤づくり」です。医院ごとの診療構成や自費率、既存人件費の状況によって数値は変動しますので、具体的なご判断につきましては監査担当者までご相談ください。

前田 圭介

# 令和 8 年度税制改正大綱 消費税の改正ポイント

令和 8 年度税制改正大綱が令和 7 年 12 月 19 日に発表されました。今回は特に中小企業者の皆様に影響が大きい消費税の改正について、2つの重要なポイントをご説明いたします。

## 消費税の改正における 2 つの重要ポイント

### 1. 免税事業者からの仕入に係る仕入税額控除

#### ◆ 何がわかるのか？

免税事業者からの仕入に係る仕入税額控除について、仕入税額控除できる割合と期間が以下の通り変更される予定です。

期間	～R8.9.30	～R9.9.30	～R10.9.30	～R11.9.30	～R12.9.30	～R13.9.30
現行	80% 控除可	50% 控除可			控除不可	
改正案	80% 控除可	70% 控除可	50% 控除可		30% 控除可	

#### ◆ お客さまへの影響

仕入税額控除できる期間が 2 年間延長され、令和 13 年 9 月 30 日まで控除可能となります。具体的には、令和 9 年・10 年は、70% 控除に引き上げられます。また、令和 12 年・13 年は、50% 控除と 30% 控除が可能になります。

#### 例) 免税事業者から年間 100 万円 (税込 110 万円) の仕入がある場合

現行では、5 万円 (消費税 10 万円 × 50% 控除) の仕入税額控除が、改正案では、7 万円 (消費税 10 万円 × 70% 控除) になり、2 万円分有利になります。

### 2. インボイス発行事業者の課税方法の特例

#### ◆ 何が変わるのか？

インボイス発行事業者向けの「2 割特例」が令和 8 年で終了し、令和 9 年・令和 10 年は「3 割特例」が適用できる予定です。「2 割特例」とは、インボイス発行事業者で一定の要件を満たす (売上高 1,000 万円以下等) 事業者は、売上高に対応する消費税 (預かった消費税) の 2 割を納税する制度です。

年	R8	R9	R10	R11
現行	2割特例	本則課税 or 簡易課税		
改正案	80%控除可	3割特例	本則課税 or 簡易課税	

#### ◆ お客さまへの影響

「2 割特例」は、令和 8 年に終了します。個人事業者に限り、令和 9 年・10 年は、「3 割特例」が適用できる予定です。法人の方で「2 割特例」を適用していた方は、特例が終了となるため、課税方法について検討が必要になります。また、この特例を適用する個人事業者の方々が多くいらっしゃると思いますが、この特例を適用するためには、原則、2年前の売上高が 1,000 万円以下 (令和 8 年の確定申告の場合、令和 6 年の売上高) であることが必要なのでご注意ください。

詳細につきましては、監査担当者までお問合せ下さい。

五味 淳一